

特定個人情報保護委員会（第18回）議事概要

- 1 日時：平成26年6月5日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

（1）議題1：特定個人情報保護委員会の組織理念について

事務局から配布資料について説明があった。

手塚委員から「多くの職員の意見を反映したのは良い。また、この組織理念を掲げていくのは良いことだ。ぜひ英語版を作ってほしい」という旨の発言があった。

阿部委員から「この組織理念と政策評価との関係はどうか」という旨の発言があり、これに対して事務局から「どちらも所掌事務に応じて作成しており、整合性は取れている。今後行う予定の国会報告も含めて、整合性を取っていきたい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「組織理念は憲法のようなものであるが、必要に応じて見直していけば良い」という旨の発言があった。

原案のとおり、組織理念が決定された。

（2）議題2：ガイドラインの策定・公表に関する検討事項等について

事務局から配布資料について説明があった。

手塚委員から「地方公共団体が番号法第31条の規定に従い条例を改正したことを当委員会が把握する方法はあるのか」という旨の発言があった。これに対して事務局から「地方公共団体に当委員会への報告を全て義務付けることは法律に根拠がなければ難しいと考えられる。条例改正の状況については調査したい」という旨の発言があり、堀部委員長及び阿部委員から「地方公共団体に当委員会への報告を義務付けることはできないと思うが、調査する必要がある」という旨の発言があった。阿部委員から「独自利用事務について、個別に情報提供する場合も委員会規則が必要か」という旨の発言があり、これに対して事務局から「そのような場合にも委員会規則が必要である。委員会規則の制定のために地方公共団体に対して行った独自利用事務に係る調査について、現在取りまとめているところである。この結果を見ながら委員会規則について検討したい」という旨の発言があった。

原案のとおり了承された。

(3) 議題3：その他について

事務局からインターネット検索エンジン事業者の責任に関するEUデータ保護指令の適用に係るEU司法裁判所の判決（平成26年5月13日）について紹介があった。

事務局から委員会の視察について概要をまとめた旨の報告があった。

事務局から第10回及び第11回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上